



小規模事業者持続化補助金説明会開催のご案内

●小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が商工会と連携して新規性のある販路開拓事業を行う場合に、対象となる事業費の2/3(最大50万円)を補助するものです。
当会では、「小規模事業者持続化補助金」の申請を行う又は、検討している事業所を対象として、下記説明会を開催します。
受講を希望される方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、商工会事務局へFAX又はご持参下さい。

1、集団説明会

- ・開催日時 平成29年4月24日(月)・25日(火)
13時30分～16時30分 【両日共通】
- ・開催場所 笛吹市商工会館 2階 会議室
- ・講師 中小企業診断士 西島茂徳 先生
- ・内容 ①小規模事業者持続化補助金説明
②小規模事業者持続化補助金の申請書類「経営計画書」作成支援
③経営計画作成の考え方・方法、経営環境分析手法
④経営戦略の立案・戦略実現のための具体的施策の展開

2、個別相談会

- ・開催日時 平成29年5月18日(木)・19日(金)
13時30分～16時30分 【両日共通】

※上記日時のうち、1事業所1時間程度予定しています。
集団説明会后、申請者に対し指導日時をご連絡します。
- ・開催場所 笛吹市商工会館 2階 会議室
- ・内容 補助金申請者対象に書類作成指導
- ・講師 中小企業診断士 西島茂徳 先生

3、受講申込

笛吹市商工会へ下記受講申込書をFAX又はご持参下さい。
※ 申込締切日 : 平成29年4月20日(木)

4、問合せ先

笛吹市商工会 TEL : 055-263-7811 FAX : 055-263-7866

小規模事業者持続化補助金説明会受講申込書

事業所名 :	参加者氏名 :
TEL :	FAX :
住所 :	

小規模事業者持続化補助金ってなに？

◎小規模事業者が主体となり、商工会と一体となって、販路開拓等に取り組む費用の2/3（最大50万円）を補助します。

対象者：小規模事業者支援法に定義する小規模事業者

・卸売業、小売業	:	常時使用する従業員の数	5人以下
・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	:	常時使用する従業員の数	5人以下
・サービス業のうち宿泊業・娯楽業	:	常時使用する従業員の数	20人以下
・製造業その他	:	常時使用する従業員の数	20人以下

◎＜補助対象となり得る取組事例のイメージ＞

- ①販促用チラシの作成、配布
- ②販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③商談会、見本市への出展
- ④店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ⑤商品パッケージ（包装）の改良
- ⑥ネット販売システムの構築
- ⑦移動販売、出張販売
- ⑧新商品の開発
- ⑨景品、販促品の製造、調達 など

* 詳しくは、山梨県商工会連合会のホームページをご参照下さい。
<http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/>